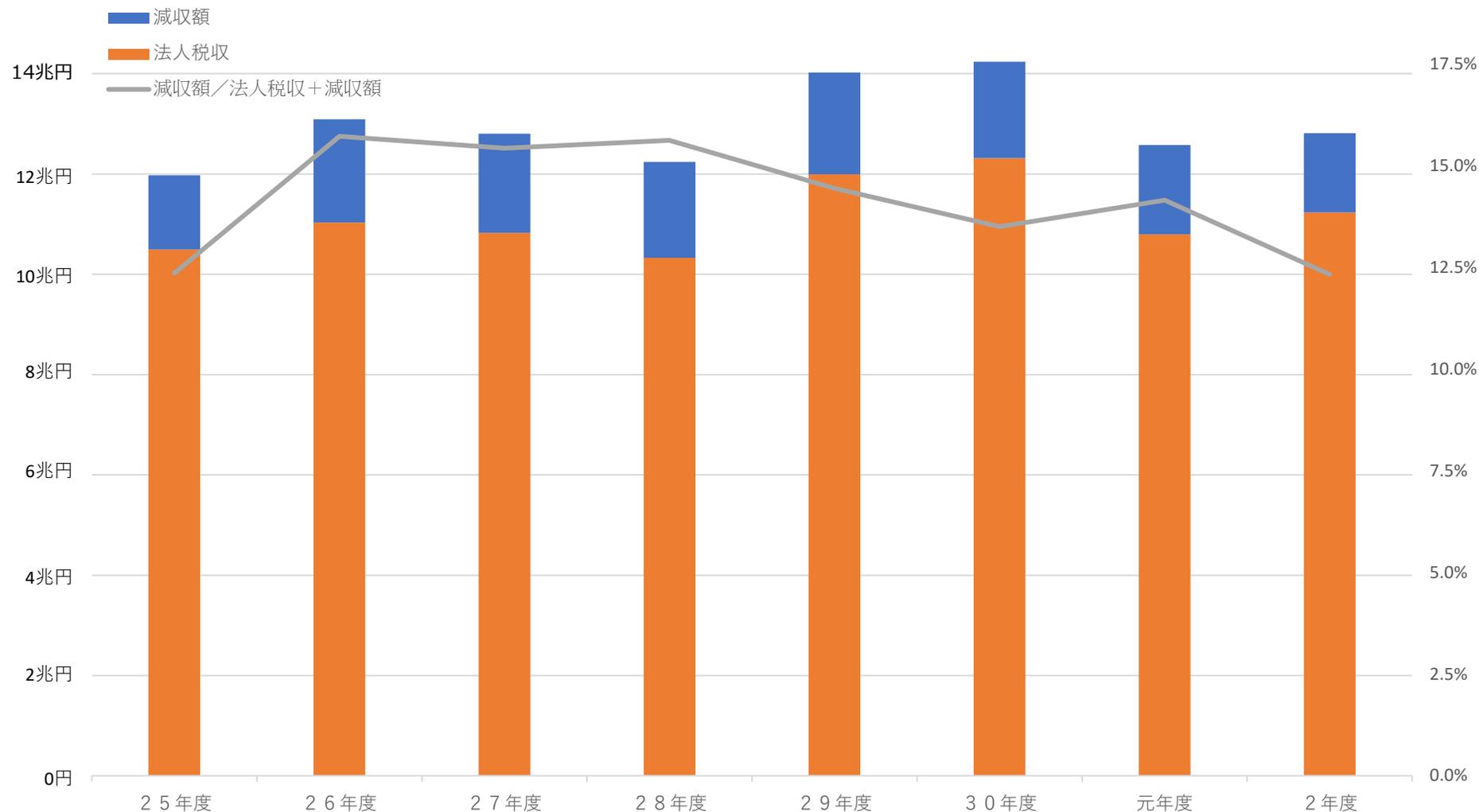


# 法人税収と減収額の推移



減収額	14,805億円	20,587億円	19,766億円	19,133億円	20,259億円	19,228億円	17,805億円	15,808億円
法人税収	104,937億円	110,316億円	108,274億円	103,289億円	119,953億円	123,180億円	107,971億円	112,346億円
減収額／法人税収＋減収額	12.4%	15.7%	15.4%	15.6%	14.4%	13.5%	14.2%	12.3%

(注) 減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に、一定の前提を置いて試算を行っている。

# 企業活動の変化に即した法人税制の対応

## 連結納税制度(平成14年度創設)

- 純粹持株会社の解禁、株式移転制度及び会社分割制度の導入、連結財務諸表制度の本格導入等、企業グループの一体経営が急速に進展しつつある実態を踏まえ、これにふさわしい課税の仕組みを構築するという観点から、企業グループの一体性に着目し、基本的に企業グループを一体として扱うこととする制度として創設された。

※ 令和2年度税制改正においてグループ通算制度へ改組

## 組織再編税制(平成13年度創設)

- 国際化・情報化の進展等により企業活動が多様化・複雑化してきたこと等に伴い、企業の組織再編成が重要な課題とされている中で、企業法制において企業の組織再編成のインフラとなる整備が行われていたところ、こうした経済社会の構造変化に対応すべく、原則として、組織再編成により移転する資産等についてその譲渡損益の計上を求めつつ、特例として、移転資産等に対する支配が継続している場合には、その譲渡損益の計上を繰り延べて従前の課税関係を継続させる、という基本的な考え方にに基づき創設された。

※ 平成29年度税制改正においてスピノフを措置

## 外国子会社配当益金不算入制度(平成21年度創設)

- 外国子会社から受ける配当に係る二重課税排除の方式として、企業の配当政策の決定に対する税制の中立性の観点に加え、適切な二重課税の排除を維持しつつ、制度を簡素化する観点も踏まえ、間接外国税額控除制度に代えて、内国法人が一定の外国子会社から受け取る配当等を益金不算入とする制度が創設された。

※ 配当を得るために要した費用を考慮し、配当等の額の95%を益金不算入とする。

# 新たな国際課税ルールについて

## 課題

- 市場国に物理的拠点 (PE: Permanent Establishment) を置かずにビジネスを行う企業の増加
  - 現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
  - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
  - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。



- 2015年の「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題（法人課税）について、作業を進めることに合意。  
※ BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)
- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」（現在は約140か国・地域が参加）において議論が進められ、2021年10月8日、2つの柱による解決策に合意。
- 第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）：2023年前半に多国間条約の署名、2024年に多国間条約の発効が目標。  
(※)議論の進捗を踏まえ、「2022年に多国間条約策定、2023年の実施」から再設定。  
条約の批准に加え、各国国内法の改正も必要。
- 第2の柱（グローバル・ミニマム課税）：2022年に各国国内法改正、2023年（一部は2024年）の実施が目標。